

補助区分	経費区分	補助対象経費	補助額	補助金の上限額
運営費補助	(1) 利用者調整	利用者の受付及び事業実施に係る各種事務処理を行う人件費	活動した日を単位として1日につき1,000円	100万円
	(2) 車両維持費	補助対象事業の実施に当たり必要となる燃料代、車検代及び修繕費	実費相当額(燃料代については、備考1に規定する算出式により得られる額を限度とする。)	
	(3) 保険料	補助対象事業の実施に当たり必要となる自動車保険等に係る保険料(ただし、個人の所有する車両は除く。)	実費相当額(備考2に規定する算出式により得られる額を限度とする。)	
	(4) 事務費	消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、賃借料、駐車場使用料及び交通安全講習等の講習費用	実費相当	
	(5) 謝礼金	運転手への謝礼	実費相当	
車両リース補助	(1) 車両リース料	車両に係るリース料	実費相当	30万円

【備考】

- 1 燃料費に係る補助金の額の上限は、以下の算出式により得られる額とする。

※走行距離(キロメートル)÷燃費(キロメートル／リットル)×1リットル当たりのガソリン等の価格

○算出根拠の例

走行距離	月次報告書により報告された距離
燃費	原則として、国土交通省から公表されている最新版の自動車燃料費一覧による。
1リットル当たりのガソリン等の価格	資源エネルギー庁が実施する給油所小売価格調査での交付決定時から過去最新の調査日に当たる時点のガソリン等の現金価格

- 2 団体が所有する車両を使用する場合の自動車保険料の上限は、以下の算出式により求めた金額とする。

※使用車両に付保されている自動車保険の保険料(円／年)×補助対象事業による運行日数÷365